

令和4年度

第1回上越市農業委員会総会 議事録

上越市農業委員会

令和4年度第1回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和4年5月31日（火）午後2時～午後2時35分

場 所：ユートピアくびき希望館 第三会議室

1 出席委員

<農業委員>

3番 佐藤 清繁	5番 岸田 健	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
11番 金子 昭榮	12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰
14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	19番 上野 栄一	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	23番 久保埜 徳雄

<農地利用最適化推進委員>

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	齊藤 啓治
白滝 光彦	高波 澄男	青田 俊一	田鹿 敏行
井部 慎一	高橋 三登一	田邊 清一	米川 尚登
金井 薫	中川 正道	宮川 武彦	長井 恒夫
小池 孝志	細谷 正夫	上井 康二	中嶋 琢郎
常山 哲夫	清水 増彦	小林 正義	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

<農業委員>

1番 小山 一成	2番 五十嵐 隆一	6番 古川 政繁
4番 吉村 清正	24番 笠原 浩一	

<農地利用最適化推進委員>

中嶋 栄司	平野 宏一	小林 政秋	大島 伸一
綿貫 一成	福原 弥	高橋 浩一	

3 職務のため出席した事務局職員

<農業委員会事務局>	事務局長	池田 忠之	次 長	松縄 浩一
	係 長	橋立 理		
<安塚区駐在室>	主 任	岩崎 賢恵		
<浦川原区駐在室>	副主任	笠原 英明		

<大島区駐在室>	班 長	上野 元之	
<牧区駐在室>	副主任	井田 義之	
<柿崎区駐在室>	主 任	上田 良広	
<大湊区駐在室>	班 長	佐藤 憲司	
<頸城区駐在室>	主 任	閨間 邦明	
<吉川区駐在室>	副主任	江村 秀幸	
<中郷区駐在室>	副主任	加藤 岸子	
<板倉区駐在室>	副主任	上原 敏明	
<清里区駐在室>	副主任	近藤 宏一	
<三和区駐在室>	班 長	中条 崇	
<名立区駐在室>	班 長	武内 朋廣	
<農 政 課>	係 長	久保埜 修	主任 村山 翔

#### 4 付議した案件

##### <議 事>

議案第1号 農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議

議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第3号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

##### <そ の 他>

- ・上越農業振興地域整備計画書の見直しについて

#### 5 会 議

##### <1 開 会>

【事務局長】 令和4年度第1回上越市農業委員会総会を開催します。  
総会の次第に沿って進めます。

##### <2 会長あいさつ>

【事務局長】 本日、古川会長は別会議に出席のため、本総会は欠席となります。代わりに会長職務代理の大滝代理が挨拶します。

【会長職務代理】 <<あいさつ>>

【事務局長】 ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条、第18条の規定により、大滝職務代理が議長を務めます。

##### <3 資格審査>

【議 長】 次第3 資格審査です。

在任委員数23名中、出席委員が18名で過半を超えていることから、

会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

なお、農地利用最適化推進委員は36名中29名が出席しています。

#### <4 議事録署名委員の指名>

【議長】 次第4 議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により私から指名します。

議席番号10番 滝沢記一委員、議席番号15番 牧繪雄一郎委員を指名します。

#### <5 憲章唱和>

【議長】 次第5 憲章唱和は、この後の農地部会で唱和しますので、ここでは省略します。

#### <6 議 事>

【議長】 次第6 議事に移ります。

議案第1号「農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 第1号議案「農業委員会の法令遵守に係る申し合わせ決議」について説明します。

議案書は2頁をご覧ください。

全委員に委員の立場と責任を自覚していただくため、年一回、法令遵守の決議をするよう県農業会議から求められていますので、上程するものです。

「記」以下を読み上げます。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等に参加すること。

以上、決議をお願いします。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありました。

この決議について、意見や質問があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、採決します。

この申し合わせ決議を採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議なしと認め、本決議を採択することに決定します。

我々、農業委員と推進委員は、上越市の非常勤特別職として、高い倫理観を持ちながら職務に精励しなければなりません。農業委員会は権利移動の許認可の権限を持っていますので、委員の皆さんには様々な話が寄せられるかもしれませんが、今の決議文を肝に銘じ、職員も含めて誠心誠意、職務に精励するようお願いします。

次に、第2号議案「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

**【事務局長】** 議案書は3頁をご覧ください。

3頁の「議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と4頁の「議案第3号の令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は、法令により公表することが義務付けられています。公表に先立って、総会で承認を得る必要がありますので、お諮りするものです。

それでは、別紙1をご覧ください。

この点検・評価は、令和3年度当初に当委員会が定めた活動目標に対して、1年間の活動内容とその結果をまとめたものです。

簡単に説明します。

1頁の「農業委員会の状況」は、当市の農地面積や農家数、農業委員会の委員数等をまとめたもので、農林業センサス等の統計資料の数字となっています。

2頁は「担い手への農地の利用集積・集約化」です。「2の令和3年度の目標及び実績」で、集積目標12,600haに対し、実績は11,960haとなり、達成状況は94.92%でした。その結果、「4の目標及び活動に対する評価」で、目標未達成と評価しました。

3頁は「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

この項目の新規参入とは、農地の権利移動を伴う新たな参入者で、法人雇用や親元就農は除外されます。「2の令和3年度の目標及び実績」で、参入目標を2経営体としましたが、実績は1経営体でした。また、参入面積も目標の1.0haに対し実績は0.2haとなりました。その結果、4の目標及び活動に対する評価で、目標未達成と評価しました。

4 頁は「遊休農地に関する措置に関する評価」です。「2 の令和 3 年度の目標及び実績」で、3 年度当初に把握していた遊休農地を全て解消するというので、解消目標を 3.34ha としましたが、実績は 1.99ha となりました。その結果、「4 の目標及び活動に対する評価」で、目標未達成と評価しました。

5 頁は「違反転用への適正な対応」です。現在把握している 0.06ha の違反転用農地については、相続の関係で昨年度中に解消できませんでした。今後も引き続き、所有者に連絡を取りながら、解消に向けた進捗状況を確認したいと考えています。この他の新たな違反転用農地の発生はありませんでした。

6 頁～7 頁は、農地法に基づく権利移転や転用等の処理状況について記載しています。

6 頁の「農地法第 3 条に基づく許可事務」は 42 件、その下の「農地転用に関する事務」は 259 件でした。申請に対しては、いずれも委員や事務局職員が必要に応じて現地調査を行うなどして、適正に処理しています。

7 頁の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、市内には 166 の農地所有適格法人があり、このうち、提出が義務付けられている年に一回の決算報告書を提出しなかった法人が 2 法人ありました。提出しなかった理由としては、法人設立 1 年目で決算期が来ていないということでした。

その下の「4 の情報の提供等」では、賃借料情報の調査・提供を 7,181 件、農地の権利移動等の状況把握を 2,985 件行っており、この他、農地台帳の整備も行っています。

8 頁は「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてです。昨年度は農業者との意見交換を行わなかったため、要望・意見を「なし」としました。その下の「事務の実施状況の公表等」の 1 の総会等の議事録は市ホームページで公表しています。2 の意見の提出は昨年度行っていないため 0 件、3 の今説明している活動計画の点検・評価の公表は市ホームページで公表している、としました。

説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見や質問があればお願いします。

【議長】 質問等がないようですので、採決に移ります。  
本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

次に、第3号議案「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を上程します。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 別紙2をご覧ください。

1頁の「I 農業委員会の状況」については、農地面積や農家数、農業委員会の委員数等をまとめたもので、先ほどの第2号議案の資料1の1頁と同じ内容となっています。

2頁以降は、最適化活動の目標となります。

2頁の上段、1の最適化活動の成果目標の(1) 農地集積です。①の現状及び課題にあるとおり、現在の集積面積は11,960ha、集積率は71.5%となります。

②の目標をご覧ください。令和2年度に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しましたが、その中で、農地の集積率を令和4年度で80%にする目標としています。このため、今年度の新規集積面積を1,424haとしています。この目標をクリアするために今後、委員の担当地域ごとの集積面積を提示する予定としています。

次に(2)の遊休農地の解消です。①の現状及び課題にあるとおり、現在把握している遊休農地面積は1.35haですが、その下の②の目標にあるとおり、これを5年間で0にするということで、今年度は0.27haを解消するという目標にしています。

次に3頁の(3) 新規参入の促進です。②の目標ですが、平成28年度からの30年度の3か年間の農地の権利移動面積の平均の1割を目標に設定することになりますので、農地の所有者から新規参入者に貸し付け可能な農地面積の目標を110.6haにしています。こちらについても今後委員の担当地域ごとの面積を提示する予定としています。

次の2 最適化活動の活動目標です。

(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、一月7日を目標としていますが、国からは10日程度という通知も来ていますので、10日を一つの目途に活動をしていただければと思います。なお、冬季間は雪で活動が限定されますので、その点も考慮して4月～11月頃にたくさんの活動をしていただき、合わせて、活動記録簿にしっかりと記録する、ということをお願いします。

なお、活動日数は最適化活動が対象ですので、例えば、農業新聞の普

及は最適化活動ではないのでご注意ください。また、農地部会への出席だけでは最適化活動になりませんが、その後に行う地区会議で、委員同士で地区内の農地の集積状況や農家の後継者状況等を協議したという場合は、最適化活動に該当しますので、地区会議の際はそのような点も情報共有してもらいたいと考えています。

次に（2）活動強化月間の設定目標です。冬季間の活動を増やすために、12月～2月の3か月間で、担当地域内の認定農業者等を訪問していただき、面積の拡大意向があるか、先の（3）の新規参入者に貸付可能な農地があるか、確認するということが計画を立てました。

その下の（3）は新規参入相談会への参加目標です。参加回数を2回としていますが、いずれも市長部局が実施するものに同行する形で考えています。一つは県内の農業系の大学や専門学校の訪問で6月頃を予定しています。また、二つ目は新農業人フェアとあって、東京で開催される就農希望者とのマッチングフェアへの参加を予定しています。

説明は以上です。

【議長】 事務局から説明がありましたが、質問等があればお願いします。

【金子委員】 遊休農地の解消はなかなか難しいと思いますが、その点、どのように考えていますか。

【事務局】 現在把握している遊休農地は10年位前から遊休農地の状態となっています。保全管理されている農地が大部分ですが、解消に向けて、改めて所有者の意向を確認するところから始めたいと考えています。

【議長】 他に質問等がないようですので、採決に移ります。  
本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

次に、7の「その他」に入ります。

「上越農業振興地域整備計画書の見直しについて」、事務局の説明を求めます。

【事務局長】 初めに農業振興地域制度について、簡単に説明します。  
農業振興地域制度は、優良農地に対する土地利用を規制することによ



る農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用を目的として、昭和 44 年に「農業振興地域の整備に関する法律」が制定されました。

国が農用地等の確保に関する基本方針を定め、都道府県が基本方針を策定し、農業振興地域を指定します。市町村は国の基本方針と都道府県の基本方針を踏まえ、農業振興地域整備計画を策定します。

農業振興地域整備計画は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業振興に関わる施策を総合的に推進することを目的とした、農業振興のためのマスタープランとなります。

それでは、資料 1「上越農業振興地域整備計画の見直しについて」をご覧ください。

上越農業振興地域整備計画とは、今説明した「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画となります。計画の中で農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定する農用地利用計画を定めています。

現在の計画は、平成 22 年度に全体見直しを行っています。なお、農用地利用計画の農振編入や農振除外などの変更手続は随時実施しています。

次に計画書の変更ポイントについて説明します。

ポイントは 3 点あります。

一つ目は、荒廃農地で森林の様相を呈しており農地に復元することが著しく困難なもの、また、周囲の状況から見て復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地を、農用地区域から除外します。

二つ目は、国の基本指針と県の基本方針を踏まえた上で、当市の実態に即した内容に変更します。

三つ目は農業振興や土地利用に関する計画との整合を図るための内容に変更しています。

そのような見直しを行ったところ、農地面積は、裏面の「3 の変更内容①」に記載のとおり、農振編入が 1,338 筆、49ha、農振除外が 17,008 筆、518ha となり、これを現在の農振農用地面積に加除すると、199,690 筆、16,601ha となります。また本編は、今皆さんのお手元にある計画書に見直ししています。

なお、皆さんにお配りした計画書に、今回添付を省略した一筆調書が付いて一つの計画書となります。

説明は以上です。

【議 長】 事務局から説明がありましたが、質問や意見があればお願いします。

【高島委員】 平成 22 年度以降見直しを行っていないとのことですが、本来なら何年ごとに見直しをするものですか。

【農政課】 法律では 5 年ごとに見直しをすることになってはいますが、平成 27 年度は見直しを行っていません。

【高島委員】 農振の除外や編入を希望する人もいるわけですから、定期的に見直しを行っていただきたいと思います。

【農政課】 農振の編入や除外については、計画書との見直しとは別に、年 2 回行っています。

【議長】 他に意見や質問等がないようですので、今ほどの意見を要約し、市への回答とすることとします。  
以上で、上越農業振興地域整備計画書の見直しについては終了します。

その他、何かありますか。

【議長】 他にないようですので、以上で総会を終了します。